分科会の所管の変更について

令和3年度の組織改正で、新型コロナウイルス感染症に立ち向かい、まん延防止対策のさらなる推進、県民生活及び県民経済の安定確保を図るため、全庁横断的な「新型コロナウイルス感染症対策本部事務局」が部並び組織として設置されたため、分科会の所管部局の位置づけを行う必要がある。

このため、常任委員会の所管を定める鳥取県議会委員会条例の見直しに準拠し、次のとおり各分科会の専門性を活かして振り分けることとする。

【変更案】

分科会名	所 管 部 局
総務教育分科会	新型コロナウイルス感染症対策本部事務局(人権啓発に関
	する事項に限る。)、 令和新時代創造本部、総務部、会計
	管理局、教育委員会、議会事務局、監査委員、人事委員会
福祉生活分科会	新型コロナウイルス感染症対策本部事務局(他の分科会の
	<u>所管に属する事項を除く。)、</u> 福祉保健部、子育て・人財
	局、生活環境部
農林水産商工分科会	新型コロナウイルス感染症対策本部事務局(経済雇用に関
	する事項(観光交流に関する事項を除く。)に限る。)、
	商工労働部、農林水産部、労働委員会
地域づくり県土警察	新型コロナウイルス感染症対策本部事務局(観光交流に関
分科会	する事項に限る。)、 交流人口拡大本部、危機管理局、地
	域づくり推進部、県土整備部、警察本部
公営企業分科会	企業局、病院局、生活環境部(天神川流域下水道事業に関
	することに限る。)

※下線は今回変更のあった箇所。